

医療機関の長 様

広島市医師会会長代行 大久保 雅通

平成25年度広島市が実施する予防接種・各種健検診委託料の請求等について

標記につきましては、同封の総括請求書をご使用の上、下記によりご請求くださいますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、平成25年4月分のご請求は、**5月7日（火）到着分まで**受け付けますが、お早めにご請求くださいますようお願いいたします。その際、**平成25年3月31日までの実施分につきましては、24年度の総括請求書で25年3月分として、25年4月分の総括請求書と2枚に分けてご請求ください。**

記

1. 予防接種・各種健検診総括請求書について

- ・様式が変わっておりますので、平成25年4月実施分からは同封の総括請求書をご使用ください。
- ・別紙請求書にて、ご請求いただいております「医療保険未加入者の健康診査、結核健康診断、麻しん・風しん予防接種（単独）委託料請求書」及び「各種予防接種 委託料請求書」（平成24年9月作成）は、新様式の「医療保険未加入者の健康診査・各種予防接種 委託料請求書」に変更いたしましたので、昨年度の様式は使用しないでください。
- ・2枚複写の上側は、医療機関の控えにし、下側をご提出ください。
- ・ご請求のない項目の件数記入欄に0（ゼロ）のご記入はお控えくださいますようお願いいたします。

2. 子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン、二種混合1期、麻しん・風しん予防接種（単独）、医療保険未加入者の健康診査の請求について

- ・標記のご請求については、別添の委託料請求書にてご請求ください。
- ・子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンは、**予診の結果、接種を見合わせた場合は予診料の請求ができますので、予診票のコピーを添付してください。**
- ・広島市が実施するその他の予防接種・各種健検診の請求がある場合は、併せてご請求ください。

3. 平成25年度から新様式となった帳票のご注文について

以下の（１）～（４）の帳票が平成25年度から新様式になりました。

また、レタープレスの物資注文書についても、平成25年度から新しく無料物資と有料物資に分けた注文書を3月26日付けの文書に添付して送付しておりますので、新様式をご利用ください。

（１）子宮がん検診 問診票・結果票 〈注文番号：2201〉

平成25年4月1日（月）実施分からは、必ず新様式をご利用ください。従来の様式は使用できませんので、ご注意ください。

なお、**子宮頸部細胞診の結果は、今後、ベセスダ分類のみに統一する予定です。当面は、移行期間として、ベセスダ分類又は日母分類によって結果を記載してください。**

（２）肺がん・結核健診、大腸がん検診 問診票・結果票（Ａ４）〈注文番号：2184〉

平成25年4月1日（月）実施分からは、新様式をご利用ください。従来の様式でも使用可能ですが、できる限り新様式をご利用いただきますようお願いいたします。

（３）健康診査、肺がん・大腸がん検診 問診票・結果票（Ａ３）〈注文番号：2181〉

被爆者健診個人票（年度末に75歳未満・特定健診含む）〈注文番号：2051〉

平成25年4月1日（月）実施分からは、新様式をご利用ください。

平成25年度より、基本的な健診項目に血清クレアチニンが追加されました。また、ヘモグロビンA1cの値については、NGSP値を記載してください。

従来の様式を使用される場合は、余白に血清クレアチニンの数値をご記入いただくとともに、ヘモグロビンA1cの値が「NGSP値」であることを必ず明記してください。

裏面に続く→

(4) 特定健診・問診・結果票(社保・組合の家族 医師国保等)〈注文番号:2071〉

ヘモグロビンA1cの値はNGSP値で記載してください。

従来の様式を使用される場合は、ヘモグロビンA1cの値が「NGSP値」であることを必ず明記してください。

4. 肝炎ウイルス検査について

平成25年度も引き続き実施することになりました。平成25年4月1日から広島県内で、行政及び医療機関が連携し、B型・C型肝炎ウイルスキャリアの方に対して受診・治療を勧めることなどを目的として、「広島県肝疾患フォローアップシステム」の運用が開始されております。

また、**25年度から国の要綱が改正され、検査方法等が変更になったため、様式も変更されました。詳細は、広島市医師会ホームページ、トップページの「おしらせ」をご確認ください。**

なお、問診票・結果票は、レタープレス(株)へご注文ください。(注文番号:2186)

5. 無料クーポン券を使用する広島市の大腸がん検診の実施について

(1) 広島市の無料クーポン券による検診受診期間(予定)

平成25年6月から平成26年3月末まで(詳細な日程は追ってご案内します)

(2) 大腸がん検診の検査内容と対象年齢(平成25年度)

【検診内容】検便(便潜血二日法)及び問診

平成25年4月1日現在で下記の年齢である者

年齢	生年月日
40歳	昭和47年4月2日～昭和48年4月1日
45歳	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日
50歳	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日
55歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日
60歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日

(3) その他留意いただきたいこと

ア) 平成25年度の無料クーポン券の仕様の詳細は追ってご案内します。

イ) 平成25年4月1日からクーポン券送付までに、**広島市が行うがん検診**を受診した方には、広島市から受診者負担金を還付しますが、次の場合は還付対象となりません。

還付対象外 (7) 事業主や医療保険者が実施するがん検診、人間ドック

(4) 健康保険証を使った受診、本人が任意に全額自費で受診した検診や人間ドック

クーポン券送付前に受診した場合で受診者負担金を還付できるのは、お知らせ通知を使った**広島市が行うがん検診**を受診した場合のみです。
受診希望者にこの情報をお伝えいただき、できるだけ**広島市のがん検診**で受診できるようご配慮をお願いいたします。

6. 妊婦健康診査の拡充(子宮頸がん検診の追加)について

妊婦に対する子宮頸がん検診については、これまで20歳以上の初妊婦を対象に、一部自己負担により実施してきましたが、**平成25年度からは、妊婦健康診査の検査項目に子宮頸がん検診を追加し、全妊婦を対象に無料で実施します。**(平成25年3月26日付(広市医第371号)でお知らせしたとおりです。)

(1) 実施時期

平成25年4月1日(平成25年4月1日以降に母子健康手帳を交付した者を対象とする。)

(2) 平成25年4月1日以降に追加される妊婦健康診査の実施内容

子宮頸がん検診受診券 (母子健康手帳交付時に補助券とセットで交付)	1枚	3,400円定額 (県内他市町と同一単価)	子宮頸がん検診(細胞診) (原則として、妊娠初期検査時に合わせて実施)
--------------------------------------	----	--------------------------	--

7. 特定健診について

平成25年度からの特定健診では、ヘモグロビンA1cにおいてNGSP値を使用することとし、さらに広島市では(社保被保険者は除く)、血清クレアチニンの検査項目を追加しました。

8. 麻しん風しん3期・4期の終了について

麻しん風しん3期・4期については、平成20年度から平成24年度までの時限措置として実施してまいりましたので、平成25年3月31日をもって終了しました。

よって、平成25年度の中学1年生及び高校3年生相当の年齢の者は、麻しん風しん予防接種の対象ではありませんので御注意ください。

9. 麻しん風しん2期の接種券について

平成24年度までの2期対象者の母子健康手帳別冊には、麻しん風しん2期の接種券を付けていなかったため、これまでは個人通知により、接種券を郵送していました。

平成25年度以降の母子健康手帳には、麻しん風しん2期の接種券を付けているため、平成25年度の2期対象者への接種については、母子健康手帳の接種券を使用してください。今後は接種券は送付されず、接種勸奨はがきのみが郵送されます。

10. 高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業の継続について

本事業においては、申請を平成25年3月22日(金)まで、接種は平成25年3月31日(日)までとしていましたが、平成25年4月以降も事業を継続して実施します。

平成24年度に交付した助成券は、有効期限を平成25年3月31日としていますが、平成25年度もそのまま使用できます。有効期限が平成25年3月31日となっている助成券で接種を希望された場合も、接種を実施してください。

また、平成25年度は、申請書様式及び案内リーフレット(3月26日付<広島市医第370号>)を変更し、4月1日(月)から申請を受け付けています。旧様式で申請があった場合も受け付けますが、医療機関から接種希望者に申請様式・案内リーフレットを配布する際は、できる限り新しい様式をお渡しくださいますようお願いいたします。

11. BCG定期予防接種の対象者等の変更について

平成25年4月1日から、次のとおり変更となりました。

- (1) 対象年齢について：対象年齢が「生後6か月に至るまでの間にある者」から「生後1歳に至るまでの間にある者※」に拡大。※ 1歳の誕生日の前日まで接種可能。
- (2) 標準的な接種期間について：「生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間」を標準的な接種期間として実施。
- (3) 生後6か月に至るまでの間に医学的にBCG接種が不適當であると診断された者が1歳に至るまでの間に接種を受ける場合の取り扱いについて
広島市では「広島市法定外BCG接種実施要領」に基づき、生後6か月に至るまでの間に医学的にBCG接種が不適當であると診断された方が1歳に至るまでの間に接種を受ける場合は、「法定外BCG接種」として、保護者から同意書を医療機関に提出していただいた上で接種費用を広島市が公費負担していました。

裏面に続く→

予防接種法施行令の改正に伴い、広島市法定外BCG接種実施要領は平成25年3月31日付けで廃止され、広島市におけるBCGの接種は、法に基づく定期予防接種のみとなりました。これに伴い、保護者からの同意書の提出は不要となります。

12. 日本脳炎定期予防接種の特例対象者の変更について

平成24年度までは、平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの方を、20歳未満まで、標記対象者としておりました。

予防接種法施行令の改正により、平成25年4月1日から、「平成7年4月2日から平成7年5月31日生まれの者」もこの対象に追加されました。

なお、この度追加された対象者への接種方法については、予防接種実施規則に示されておりませんので、当該規則が改正され次第、追ってお知らせいたします。

13. 介護予防事業参加に係る検査の委託料請求について

標記検査については、以下の点にご注意いただき、ご請求ください。

(1) 委託料の請求：実施月分をお取りまとめのうえ、結果票（請求用）のみを翌月5日までに広島市医師会へご提出ください。

(2) 委託料の明細：振込通知書は送付いたしませんので、予めご了承ください。標記事業については、結果票（医療機関控）が、委託料の明細書となりますので、大切に保管してください。

14. 健康手帳について

各種健検診を受診された40歳以上65歳未満の方で、希望者には健康手帳を交付してください。（子宮がん検診については、20歳以上40歳未満の方を含む）健康手帳はレタープレス㈱へご注文ください。

15. 各種健検診の自己負担金免除者確認書類：市・県民税課税台帳記載事項証明書について

(1) 次の①～⑥の書類は、市・県民税課税台帳記載事項証明書の代用となります。以下の書類で確認した場合でも、結果票の「市・県民税課税台帳記載事項証明書」の□欄にチェックをしてください。

各書類の本書または写しを添付する必要はありません。

①介護保険負担限度額認定証

②介護保険特定負担限度額認定証

③介護保険料額の通知書（所得段階が第1～第3段階の方のみ）

④社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

⑤後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

⑥中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証

※介護保険利用者負担額減額・免除等認定証及び市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書兼納付書については、平成25年度から代用不可。

(2) 市・県民税課税台帳記載事項証明書の証明年度について

受診日の属する年度の証明書で確認をしてください。（6月に更新されますので、受診日が4月又は5月である場合は前年度の書類で確認してください。）

例) 平成25年5月31日受診の場合→平成24年度の書類

平成25年6月1日受診の場合→平成25年度の書類

【添付書類】

- ・医療保険未加入者の健康診査・各種予防接種 委託料請求書
- ・平成25年度各種委託料金表
- ・予防接種・各種健検診総括請求書